

対象案件	地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定・一部改正について ・（仮称）市道の構造の技術的基準に関する条例
意見募集期間	平成 24 年 11 月 1 日(木)から平成 24 年 11 月 30 日(金)まで
担当部署(問合せ先)	建設部 都市整備課 電話 011-372-3311 内 748
意見提出件数	意見提出者数 1 人
	意見提出件数 1 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>従来の歩道は、交差点、駐車場への出入り口における高低差が大きく、自転車・車いす・歩行器・買い物カートの利用に余分な体力が必要となっているため、これらの利用を促進する道路整備基準を作っていたきたい。具体的には下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 首都圏などの大都会では、自転車の歩道通行が問題となっており、法律原則の車道通行への誘導が行われようとしています。しかし、歩道幅が広く、車の平均速度が速く、早春、晩秋には一時的路面凍結もある北海道では、自転車の歩道通行はやむを得ないことと考えます。 ● 住居専用地域の横断歩道を、歩道と同じ高さにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車の走行基準につきましては、「道路交通法」で定められておりますので、今回の技術的基準で定める内容ではありません。 ● 歩道と横断歩道の段差につきましては、視覚障がい者の認知のため若干の段差を設けることとされており、その基準については「（仮称）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例」において定めることとしております。

- 駐車場出入り口では出来るだけ歩道の通行時に高低差が生じないような構造にする。

- 歩道と車道の段差につきましても、「(仮称)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例」において定めることとしております。

<今後の予定>

平成 25 年 4 月 1 日施行に向け、パブリックコメントでお知らせした内容に基づく条例案を、平成 25 年 2 月 21 日(木)開会予定の平成 25 年第 1 回北広島市議会定例会に提出します。

なお、「(仮称)市道の構造の技術的基準に関する条例」と「(仮称)市道の道路管理者が設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法の基準に関する条例」については、1 つの条例にまとめることとします。